

随意契約理由

令和 6 年(2024 年)9 月 18 日

契 約 担 当 課 名	選挙管理委員会事務局
発 注 担 当 課 名	選挙管理委員会事務局
契 約 名 称	第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査投票所入場整理券作成等業務委託契約
契 約 内 容	第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査投票所入場整理券作成、印刷、封入封緘等
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）9 月 18 日
及 び 契 約 期 間	契約締結日から令和 7 年（2025 年）10 月 30 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	大阪府大阪市西区西本町 2 丁目 3 番 10 号 TOPPANエッジ株式会社 西日本営業統括本部
契 約 金 額	5,686,230 円
随 意 契 約 理 由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 5 号に該当） 当該業務は、選挙が間近にせまったときから実施できるものである。投票所入場整理券は、公職選挙法施行令第 31 条第 1 項の規定により選挙人へ交付するものであるが、その作成にあたっては、郵送のための封筒の作成や選挙の日時、投票所の場所等の表示が必要となる。 しかしながら、解散による総選挙など、任期満了による選挙以外の場合、当該解散等の事由が発生してから 40 日（または 50 日）以内に選挙を行うことが法律上求められ、当該選挙の公示または告示の日（衆議院総選挙の場合は 12 日前）以後、速やかに選挙人に交付するためには、競争入札の手続きを行う暇がない。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 5 号に基づく随意契約を行うものである。 なお、契約の相手方は、直近の選挙における同等の業務を請け負った事業者であり、当該選挙時における事業者の選定は、指名競争入札によりもっとも安価な金額により業者決定を行ったものであることから、今回の随意契約においても一定の経済的優位性が認められる。